

特定化学物質の揭示内容について、一部が変更されました。

特定化学物質の揭示内容を更新しましょう！

安全衛生法令の改正により、特定化学物質の揭示物の対象物質およびその揭示内容が変更され、新たな揭示方法が示されました。

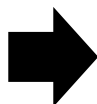
揭示対象物質および揭示内容の変更点

改正前

対象物質：特別管理物質※¹

- ①名称
- ②人体におよぼす作用
- ③取扱い上の注意事項
- ④使用すべき保護具

※¹ 特別管理物質：特化則 38 条の 3
(現行 38 条の 4) に規定する 44 物質



改正後

対象物質：特定化学物質（全種類）

- ①名称
- ②生ずるおそれのある疾病の種類およびその症状
- ③取扱い上の注意事項
- ④使用すべき保護具（特別管理物質に限る）
- ⑤特定の場所※²においては、有効な保護具を使用すべき旨および使用すべき保護具

※² 特定の場所については裏面参照

【揭示例】

特定化学物質の名称	クロロホルム クロロホルムの場合
特定化学物質により生ずるおそれのある疾病の種類	前眼部障害、皮膚障害、中枢神経障害、気道障害、肝障害、腎障害、循環器系障害、発がんのおそれの疑い、生殖毒性のおそれの疑い
その症状	眼の痛み、流涙、結膜充血、皮膚炎、皮膚掻痒感（かゆみ）、皮膚発赤、頭痛、頭重、めまい、ふらつき、眠気、吐き気、嘔吐、食欲不振、知覚異常、全身倦怠感、せき、息切れ、鼻水、鼻閉、鼻・喉の痛み、易疲労感、黄疸、血尿、多尿、乏尿、むくみ、体重減少
取扱い上の注意事項	<ul style="list-style-type: none">・貯蔵、取扱い作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。・管理濃度（3ppm）を超えないよう局所排気・全体換気を行なうこと。・強塩基、強酸化剤、カリウム、マグネシウム、アルミニウム粉末、亜鉛と混ぜないこと。・接触しないこと。飲み込まないこと。眼に入れないこと。ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。使用中に飲食又は喫煙をしないこと。・取扱い後はよく手を洗うこと。環境への放出は避けること。・クロロホルムは密閉容器に入れて、必要な採光と換気設備のある施設場所にて保管すること。
使用に際し、右の使用すべき保護具を有効に使用すること。	<ul style="list-style-type: none">・防毒マスク（有機ガス用）・化学飛沫用ゴーグル・フッ素ゴム製の保護手袋、エプロン

※特定の場所とは？

- 1 発散防止抑制措置に係る許可（「特化則6条の3許可」）を受けるために、局所排気装置等を設置せずに特定化学物質の濃度を測定する場所
- 2 「特化則6条の3許可」を受けた場所で、濃度測定結果が第一管理区分でなかった作業場及び第一管理区分を維持できないおそれがある場所
- 3 労働者に必要な保護具を使用させなければならない次の作業場
 - ①特定化学物質を製造・取り扱い・貯蔵する設備または特定化学物質を入れたことのあるタンク等で、当該特定化学物質が滞留するおそれのあるものの改造、修理、清掃等で、これらの設備を分解する作業又はこれらの設備の内部に立ち入る作業を行う場所
 - ②上記①下線の設備で、当該特定化学物質が滞留するおそれがないものの改造、修理、清掃等で、当該設備を分解する作業又は当該設備の内部に立ち入る作業において、当該設備の溶断、研磨等により特定化学物質を発生させるおそれのある場所
- 4 「金属アーク溶接等作業」を行う場所
- 5 次の特定化学物質に係る作業環境測定の結果、第三管理区分に区分された場所
塩素化ビフェニル、ベリリウム及びその化合物、ベンゾトリクロリド、アクリルアミド、アクリロニトリル、アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る)、エチルベンゼン、エチレンイミン、エチレンオキシド、塩化ビニル、塩素、オルトトルイジン、オルトフタロジニトリル、カドミウム及びその化合物、クロム酸及びその塩、クロロホルム、五酸化バナジウム、コハルト及びその無機化合物、コルタール、酸化プロピレン、三酸化ニアンチモン、シアン化カリウム、シアン化水素、シアン化ナトリウム、四塩化炭素、一・四-ジオキサソ、一・二-ジクロロエタン、三・三'-ジクロロ-四・四'-ジアミノジフェニルメタン、一・二-ジクロロプロパン、ジメチル二・二-ジクロロピニルホスフェイト、一・一'-ジメチルヒドラジン、臭化メチル、重クロム酸及びその塩、水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く)、スチレン、一・一'-二・二-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、トリレンジイソシアネート、ナフタレン、ニッケル化合物(24に掲げる物を除き、粉状の物に限る)、ニッケルカルボニル、ニトログリコールパラ-ニトロクロロベンゼン、ヒ素及びその化合物(アルシン及びヒ化ガリウムを除く)、ふっ化水素、ペータープロピオラクトン、ベンゼン、ペンタクロルフエノール及びそのナトリウム塩、ホルムアルデヒド、マンガン及びその化合物、メチルイソブチルケトン、よう化メチル、溶接ヒューム、リフラクトリーセラミックファイバー、硫化水素、硫酸ジメチル
- 6 第三管理区分に区分された場所で、第三管理区分から改善できていない場所（作業環境管理専門家が改善困難と判断した場所を含む）
- 7 インジウム化合物等に係る作業環境測定の結果、気中濃度が $0.3\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上となった作業場所
- 8 三酸化ニアンチモン等を掻き落とし又は湯出しする作業場で、全体換気装置と呼吸用保護具で作業させる場所
- 9 リフラクトリーセラミックファイバー等を用いて窯、炉等に断熱又は耐火措置を講ずる作業場所または断熱等措置を講じた窯、炉等を補修、解体、破砕等する作業場所
- 10 皮膚障害性物質（特化則第44条第3項に列挙）を製造、取り扱う作業場所およびその周辺の作業場所

周知方法の柔軟化

特定化学物質作業に従事する全ての者にとって見やすい場所に掲示する方法であれば、掲示板による掲示のほか、デジタルサイネージ等（電子看板等）の電子情報処理組織を使用する等の方法が認められるようになりました。

令和6年4月からの化学物質管理についてはこちらをご覧ください



「無料相談窓口」※Q&Aを確認後に問い合わせる
(R6.4.1~R7.3.18) 必要があります。



開設期間：令和6年4月1日(月)~令和7年3月18日(火)
受付時間：平日10:00~17:00 (12:00~13:00、祝日、年末年始を除く)

【お問合せ】

TEL：050-5577-4862

Email：メールフォームをご利用下さい

